

2. プロジェクトの概要

<ダイオキシン関連技術開発等のダイオキシン類削減策、P C Bの無害化>

【実現目標】

- ・ 2001年度までに、P C B無害化処理に係る実験処理施設を整備し、その周辺環境の監視・評価を行うことにより、P C B含有機器の安全な収集・運搬・処理のシステムを確立する。
- ・ 2002年度までに、超臨界流体を活用して、ダイオキシン類等の難分解性の化学物質やP C Bを含んだ有害な固体(例:汚染された土壌)を分解・完全無害化する技術を確立する。

○【個々の実施目標】

- 2001年度までに、P C B無害化処理に係る実験処理施設を整備し、その周辺環境の監視・評価を行うことにより、P C B含有機器の安全な収集・運搬・処理のシステムを確立する。

○2002年度までに、超臨界流体を活用して、ダイオキシン類等の難分解性の化学物質やP C Bを含んだ有害な固体(例:汚染された土壌)を分解・完全無害化する技術を確立する。

- ① ダイオキシン類の測定について、簡易測定法及びより低コストで迅速に実態把握を行うための測定法を確立する。
- ② ダイオキシン類について、常時監視に合わせた重点的な調査を行い、その排出抑制・削減対策の手法を確立する。
- ③ 超臨界流体を活用して、ダイオキシン類等の難分解性の化学物質やP C Bを含んだ有害な固体(例:汚染された土壌)を分解・完全無害化する技術を確立する。

- ④ 河川、下水道、建設現場の土壌におけるダイオキシン類等の化学物質について、安全性管理方法を確立する。

<環境ホルモンのリスク評価、適正管理技術の開発>

【実現目標】

- ・ 2002年度までに、環境ホルモン物質として疑われている優先的に取り組むべき化学物質について、人の健康、野生生物等の生態系に及ぼす影響に関するデータを取得し、有害性評価を行う。

- ・ 2002年度までに、食品に含まれる環境ホルモン物質について不活性化・除去する技術を確立し、また、環境ホルモン物質が溶出する恐れのない食品包装容器を確立する。

【個々の実施目標】

○リスク評価の実施

2002年度までに、以下を実施する。

- ① 優先的に取り組むべき化学物質（40物質以上）について、スクリーニング試験法等により、人の健康や野生生物等の生態系に及ぼす影響に関するデータを取得し、有害性評価を行う。
- ② 化学物質の構造から環境ホルモン作用の有害性予測を迅速に行うシステム（構造活性相關システム）を開発する。
- ③ 環境ホルモン物質が海洋水産資源に及ぼす影響について有害性評価を行う方法を確立する。
- ④ 環境ホルモン物質が野生生物等の生態系に及ぼす影響について有害性評価を行う高感度なスクリーニング試験法を確立する。
- ⑤ 農薬が環境ホルモン物質として、人の健康や水産物、野生生物等の生態系に及ぼす影響について、有害性評価を迅速かつ高精度に行う試験方法を開発する。

2004年度までに：

- ⑥ 国民の身近に存在する化学物質（約百物質）について、上記の構造活性相關システムを活用し、有害性評価を拡充して行う。

○適正管理技術の確立

2002年度までに、

- ① 食品に含まれる環境ホルモン物質について不活性化・除去する技術を確立する。
- ② 環境ホルモン物質が溶出する可能性のない食品包装容器を開発する。
- ③ 環境ホルモン物質として対応すべき重要性が特に高い化学物質（5物質）について、微生物等を活用して分解・無毒化する技術の開発、木炭等により吸着除去する素材の開発等を通じて、農耕地からの流出・拡散を防止する技術を確立する。

2004年度までに：

- ④ 環境ホルモン物質は環境中に極く微量に存在するため、検出・測定に多くのサンプルと時間と費用を要するところ、高感度（現在の1000倍）・高速（現在の約1／7）・安価（現在の約1／25）かつ広域的に検出・測定することを可能とする技術を確立し、正確な測定方法に基づく信頼性の高いモニタリングや情報提供を行うことを可能とする。

II. 平成14年度評価・助言

プロジェクト全体及び各事業について、現状分析、実施目標の達成度、具体的改善を中心検討を行ったところ。その概要は以下（詳細は、B 評価の詳細）のとおり。

A 総括的評価

1. 現状分析

(1) プロジェクト全般について

- 12、13 年度に引き続き 14 年度体制には大きな変化はなく、各省庁の取り組み、内部での位置づけ、厳しさはかなり異なるが、おおむね適切な方法で研究・調査が行われている。
- 平成 14 年度で終了する事業については、今後事業を進める場合にあっては、今後の事業遂行に当たっての予算や妥当性等の分析、委託先に求められる資質と現状の評価、今後の類似事業を発展展開するための教訓や反省点をまとめ、どのような体制で実施していくか示すことが必要。
- 平成 15 年度以降も継続する事業の場合は、これまでの反省点を記載するばかりでなく、最終的な到達点に関する詳細な計画と、達成期限を示すべき。内閣主導での省庁連携事業がどういう予算支出でどういう時間軸で今後実行されるのか、またそれぞれの省庁が独自で展開されるこの分野の研究事業との役割分担のようなマップも示されると、体系的に理解されて好ましい。

(2) ダイオキシン関連技術開発等のダイオキシン類削減策等について

- 汚染実態の調査やリスク評価等の管理志向型事業は、調査の段階にとどまらず、リスク評価を含む総合的な考察を行い政策的な提言を行う時期ではないか。9割削減といった目標に対し、各事業の成果がその削減にどう生かされたのかも含めて分析を行い、総括するべきである。
- 無害化・除去処理技術等の既存汚染対策は、研究的な要素が大きく、ただちに有用な成果が出るとは限らないものであるが、有用な方法を早期に確立すべく、選択と集中を一層進めるべきである。
- 2分野をつなぐ技術としての分析法（特に汚染対策の必要な現場や簡易分析でも許容される目的での分析法）の確立は重要。14年度までの総括で問題点を明らかにし、事業成果を早く実用化するべきである。

(3) 環境ホルモンのリスク評価、適正管理技術の開発について

- 最新の世界的な動向をウォッチして適切に事業に反映するべきである。
- 積極的に優先評価物質を評価し、さらに種々の知見を OECD に提供して国際的な貢献を行ってきたことは評価できる。